

No.	ご意見の内容	国土交通省の考え方
1	押印・署名廃止に伴い、書類の真偽が争いになった場合（虚偽又は不正の事実に基づく申請等）に書類が客観的な証拠書類として機能するのかどうか不安。	ご意見ありがとうございます。 本件は、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、押印等を求めている手続について、必要な検討を行った上で見直すこととされたことを踏まえ、国民や事業者等に対して押印を求めている手続に関し、不要と判断された押印について見直すこととしております。
2	申請者本人が作成するものではない第三者による証明書のような書類等の印鑑も廃止されるのか。書類上の申請者と手続者（書類提出者）が同一であることを確認しても第三者による証明書の真正性の担保はできないのではないかと。どうやって確認するのか。申請上、それらも含めて申請者が「記載事項に相違ない」と言っているということによいのか。また、申請者が事業者（法人等）である場合の本人確認や事業者として意思決定されたものかどうかの確認やなりすましへの対応はどう行うのか。	一方、厳格な本人確認のために必要な押印や署名については、引き続き求めることとしております。
3	押印廃止によって、より、申請者や責任者・代理人といった者の真偽確認ができず、虚偽申請等が増大するが、今後は1のみに該当する関連手続では委任行為自体も不要とするのかも含め、その判断はどのようにするのか御教授願いたい。特に申請者確認に確たるものが無い中、情報公開対応はいかがすれば良いであろうか。代願申請という概念が無いとすれば、勝手に申請を行った者の特定はいかがするのか。また、許可等認可権者であっても、押印の無い書類に対し、押印回答は矛盾すると解されるが、今後は許可等認可権者も印省略で行う方向であるか、その際の公文書偽造防止策を含めご教授願いたい。	書類の真正性については、押印見直しに係るQ&A（内閣府HP）によると、「他の方法によっても文書の真正な成立を立証することは可能であり、本人による押印がなければ立証できないものではない。」とされており、押印がないことをもって直ちに客観的な証拠書類として機能しないものではないとされております。
4	<p>【危惧する点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出者の意思確認方法について ・契約書の写し以外は、本人以外でも取得できるもの <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書への押印のみならず、自署も義務付けない場合、第三者が電子機器にて作成したものであっても、受付せざるを得ない。 ・この場合の、申請者の意思確認方法を国として検討いただいておかないと、第三者が勝手に申請を出すことも可能になってしまう。 <p>【考えていただきたい点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書の印鑑不要（かつ自署でなくてもいい）が国の施策としてあったとしても、本人の意思確認として次の【想定】記載の対応が必要ではないか。 <p>【想定】</p> <p>(1)委任状に自筆で記名あるいは押印させ、一切の権限の委任を確認する →この場合、行政書士会とも国として協議を行い、適正な委任状の内容などを国として示していただきたい。</p> <p>(2)委任状に申請者の連絡先を記載させ、都度連絡して意思を確認しないといけないのであれば、逆に市あるいは申請者にとっても煩雑になると思われる。</p>	<p>また、署名についても、押印と同様の考えのもと、他の方法（提出書類等）で本人確認が可能なものについては、廃止することとしております。</p> <p>なお、行政機関等が国民や民間事業者等に求める押印以外は本件の対象外です。</p> <p>いただいたその他の御意見も含め、申請者等の利便性が損なわれないよう、行政手続に関する今後の検討の参考にさせていただきます。</p>

5	<p>押印の廃止に反対。</p> <p>何もかも合理的に判断すれば良いものではなく、古来からある押印文化を「合理化」のために捨てないでもらいたい。また、押印がなければ本人確認ができず、信頼性に疑問を感じるとともに、契約において、今後悪用する者が出てくると思われる。</p> <p>また、印鑑であれば印鑑証明書の添付により、本人であるかの判別が容易だが、署名や記名であればその判断は難しくなることから、合理的とは言えない。</p> <p>また、印鑑を押印するという行為自体がしっかり確認するという行為そのものであり、印鑑を押印しない書類には誤字や記載漏れ等の不備が多発すると思われる。</p> <p>省庁間や部署内の内部文書に押印を廃止することには反対しないが、申請や届出の押印をわざわざ「廃止」することには反対である。ネットでの文書のやり取りに押印はできないが、まだまだ重要書類は紙ベースで行っており、それを今変える必要はない。</p>	
6	<p>押印手続の見直しは大賛成であるが、一方で電子データによる提出や保管をセットで検討しないと、効率化にすぐさま結びつくことは考えにくい。</p> <p>また、国土交通省やその他中央省庁で方向性を定め推進をしていくことも大切であるが、各都道府県や市町村への浸透に時間がかかるということでは、やはり国民への変革の実感は相当先となるか、変わらないままになってしまう恐れがある。</p> <p>コロナウイルス対策として、一気にリモートワークが定着したように、期限を区切ったの厳しい実行計画を遂行しないと、形ばかりのもので中途半端な改革に終わってしまうのではないか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>賛成のご意見として承りました。</p> <p>電子化に係るご意見につきましても、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
7	<p>押印の見直しは、これまで前例踏襲で慣習的に押印を続けていた様式を見直し、業務の効率化や改善につながる良い契機となると考える。</p> <p>その際、単に紙を電子にするだけでなく、様式及び業務フローを見直し、さらなる改善につながることを期待する。また、電子だからこそできることや、電子ならではのリスクに配慮することが肝要と考える。前者は他サービスとの連携や、押印では十分担保できない真正性や発出元認証が可能となることなど、後者ではセキュリティ被害の影響範囲が広範に及びやすいことや拡散速度が速いこと等があげられる。そのため、電子では完全性を確保する措置が必要であることには十分配慮いただきたいと考える。</p> <p>紙に押印という唯一性のある原本を管理することで発出者や確認者の確認をしてきたことを、デジタルに置き換える場合は、なんらかの完全性を担保する手段がないと、将来にリスクを持った記録となる。行政における記録の管理において、不明な相手からの情報受信や、改ざんの有無を検知できない仕組みは、将来において透明性への説明責任を果たせないばかりでなく相手による否認のリスクが生じる。これまで、紙に押印することで残されてきた記録は、より利便性の高いデジタルによる記録に置き換わることは自明ではあるが、記録本来の「将来における活用に備え、その真実性と真正性を担</p>	

	<p>保し情報の信頼を確保する」ことを念頭に省令の見直しを進めることを強く希望する。</p>	
8	<p>本意見募集において、記名押印、署名等の廃止等を検討するとする関係省令は国土交通省が行う許認可分野のほぼ全てにわたるものであるが、今もなお猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の影響により、非接触型・非対面型の生活様式が国民生活の様々な場面において余儀なくされるところ、行政サービスの提供方法についても同様の見直しが求められているものとする。</p> <p>一方、許認可とは国民に対して重大な利益若しくは不利益を与え、また、国民経済へも多大な影響を及ぼす性質を有するものであり、許認可を求める国民の適格性・手続意思の確認は、許認可を審査する行政庁にとって最重要事項であることは異論のないところであると思われる。</p> <p>よって、許認可に係る行政手続の在り方において非接触型・非対面型を念頭に置いた場合、国民の適格性の確認、即ち手続における本人確認、そして手続意思の確認、即ち手続において表明された内容の真正性の確認に関する方法について、従来のものとは異なる方法を採用するにあたり、この2点を損なうことがないかどうか、という観点から検証されなければならない。</p> <p>この点、政府が推進しようとしているデジタル化、つまり各省庁における手続の電子化は、非接触型・非対面型の手続の方法として最も現実的なものの一つとして検討されるべきであるとするが、デジタル化された手続においては押印・署名は必ずしも不可欠なものではないと観念されることから、こうした将来のデジタル化の環境整備としても押印や署名の必要性を個々の手続において検討することは重要であると言える。</p> <p>以上のような観点から押印・署名の必要性を申請（届出）者側である国民の立場から検討する場合、これまで押印・署名が行政手続において果たしてきた機能は、次の2点に整理されると考える。</p> <p>（1）手続により発生する効果が帰属する主体が自分（申請者）であることを当該行政庁に認識させる機能</p> <p>（2）手続により自分（申請者）に帰属させるとする効果の内容が、表示されたものであることに相違ないと確認する機能</p> <p>とすれば、（1）及び（2）について、他の方法によって代替できる場合であれば押印・署名は不要であると結論付けることが可能であると言える。</p> <p>さらに進んで、例えば（2）について、不実の申請（届出）手続は法令により手続を行った者に対してペナルティを用意していることを考えると、「ペナルティを受けても構わない」旨を表明させる宣誓書・誓約書等のような種類の書類は不要ではないかという議論も、手続の簡素化の観点からは大いにありえる。</p> <p>また、政府等が保管する別の情報によって内容の真正が確認できる場合は、処分行政庁が自ら当該情報を保管する行政庁等にアクセスできる仕組みを整備することによって、手続者本人に申告させる必要もなくなるであろう。ただし、自動車の移転登録のように、手続の効果が第三者の利益に大きな影</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>賛成のご意見として承りました。</p> <p>本件は、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、押印等を求めている手続について、必要な検討を行った上で見直すこととされたことを踏まえ、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について、不要と判断された押印について見直すこととしております。</p> <p>一方、厳格な本人確認を行う必要性から印鑑証明の添付が必要となるもの等については、引き続き押印又は署名を求めることとしており、ご指摘の自動車の移転登録についても引き続き押印を求めることとしております。</p> <p>いただいたその他の御意見も含め、申請者等の利便性が損なわれないよう、行政手続に関する今後の検討の参考にさせていただきます。</p>

	響を及ぼすことが考えられるような行政手続については、「ペナルティを受けても構わない」というだけでは済まされない場合があることも考慮した真正性の担保が確保されるべきである。	
9	国が所管する省令と、関連する地方自治体の細則の改正との、施行時期に時間差が生じるものと考えられる。 行政手続を行う者に混乱が生じることについての対応を示してほしい。	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見も参考に、申請者等の利便性が損なわれないよう適切に対応して参ります。
10	個々について具体的にどう様式等が変更されるのか分からないと意見が行えないのではあるが、真に「II. 改正の概要」の1. の※部分及び2. の「行政機関等の指定する方法による措置を規定」が適切になされるのであれば、あまり反対ではない。(ただ、不適切の指摘を受け、その指摘が適切であった場合は、押印又は署名について復活させる事は是とされたい。) (なお、本来、国民が書類について全部確認出来る形であるのが適切と考える。今回の押印又は署名の廃止の件については、それが適切に行われておらず、不安である。(※1)) なお、国民としては、「行政機関等の指定する方法による措置」の具体的な内容が気になるので、方法が定まったら、再度意見募集を行っていただきたいと考える。	ご意見ありがとうございます。 本件は、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、不要と判断された押印について年内に見直すこととしておりましたところ、具体的な規定の表現等について技術的な検討に時間を要するため、改正概要をもって意見募集を行いました。また、「行政機関等の指定する方法による措置」については、例えば、電子署名によらず、単に氏名を入力する方法を想定しております。なお、具体的な改正案については、改正概要のとおり条文等に反映させたものですので、再度意見募集を行う予定はありません。
11	日本では記名押印、署名押印と言う二重チェックでその正当性を担保しており、また、後年にも確認が容易で自分の責任を負う覚悟が視覚的にわかることが、はんこの優れた点であるところ、はんこが今も果たしている確認、責任の国民的理解を壊さず伝統的に日本人が作り上げた信証の正確さは維持した上でオンライン等進めていただきたい。 そのために、デジタル化は進めても高齢者や不得手な方にも今の紙申請を残す事は必要であり、紙申請は継続すべきである。信証の変革は現在の仕組みにデジタルを組み合わせ、共存しながら正確さを第一とした日本式を続けていただきたい。官公庁においては総ての押印を一括処断などという蛮行によるのではなく、事例毎に吟味すべきと考えます。 デジタル化出来る物は進め、紙での申請は今安定して推移している押印を利用して頂きたい。	ご意見ありがとうございます。 本件は、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、押印等を求めている手続について、必要な検討を行った上で見直すこととされたことを踏まえ、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について、不要と判断された押印について見直すこととしております。そのうえで、本人確認の手段としての効果が大きくない押印等については廃止することとしており、本人確認が必要なものについては、一部押印を廃止し、押印以外の本人確認を可としておりますが、厳密な本人確認が必要な場合や国際条約で求められている押印等は残すこととしております。
12	現在の書面での申請を電子申請へと切り替えることにより、事業者の事務負担の軽減が期待されていますが、こと、私のような行政書士を利用している事業者にとっては、手続事務の負担増となる可能性があると考えます。 たとえば100件の申請を行政書士に依頼するにあたり、現在の書面手続において事業者の担当が行う事務としては、行政書士の用意した100枚の委任状と100枚の申請書に代表者印を押印という作業のみである	

	<p>ケースを考えます。これがもし、申請ごとにWEBシステムでの委任が必要となると、100のサイトに電子証明書を利用してログインして、代理申請者(行政書士)を指定するというような作業に変わることになり、かえって事務量は増えてしまいかねません。</p> <p>代表者名義の電子証明書を従業員の自宅のPCで利用することも考えにくく、手続のために出社しなければならないことも押印からの改善とはなりません。</p>	<p>また、押印を廃止すること等によって、申請者等の利便性が損なわれないよう、いただいたご意見も参考に適切に運用して参ります。</p>
13	<ul style="list-style-type: none"> ・手続及び書面の電子化を推進する施策について、今後も継続して推進していただきたい。 ・「国民や民間事業者等に対して押印、署名等を求めている手続について、押印等を不要とするための規定(様式を含む。)の見直し」がされ、押印、署名等が不要になると、電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う場合の電子署名も不要になると解してよいか。 ・法令等で「紙の書面の作成・提出等」、「押印」、又は「対面での手続」を求めている行政手続であっても、行政機関等(所管行政庁、地方自治体等)で「紙の書面の作成・提出等」、「押印」、又は「対面での手続」を求める規則等を定めている場合もある。また、紙の書面でないと手続できないような裏書による確認の手続を必要とする場合がある。 <p>実際に手続を行う行政機関等にあっても「紙の書面の作成・提出等」、「押印」、又は「対面での手続」を求めているものの見直しを行っていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「行政機関等の指定する方法による措置」にはどのようなものがあるか、例示していただきたい。 	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>賛成のご意見として承りました。</p> <p>本件は、規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、押印等を求めている手続について、必要な検討を行った上で見直すこととされたことを踏まえ、国民や事業者等に対して押印を求めている手続に関し、不要と判断された押印について見直すこととしております。</p> <p>押印、署名等が不要になる手続については、ご認識のとおり電子署名も不要となります。</p> <p>「行政機関等の指定する方法による措置」とは、具体の手続によりますが、例えば、電子署名によらず、単に氏名を入力する方法を想定しております。</p>
14	<p>確認検査の業務で、確認申請等の電子申請において、電子署名は不要になりますか。</p> <p>タイムスタンプは不要になりませんか。確認検査の業務で、確認申請・検査申請等において、書面等の規則別記様式による申請書及び添付図書・書類を修正した場合の訂正印は、不要になりませんか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本省令改正により、押印が不要となる手続については、電子的に申請する際に押印の代替手段として必要であった電子署名についても不要となります。</p> <p>また、指定確認検査機関が確認申請書類をデータで保存する際に求めていたタイムスタンプについては、今後、タイムスタンプ以外での手法を用いることも可能とする予定です。訂正印については法令上定めがないため、訂正印の要否については審査機関毎にご判断いただくこととなります。</p>
15	<p>「押印を求める手続の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令案」は、今後の建築</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>

	<p>指導行政のデジタル化を見据えた対応として大きな意義があるが、従来の建築指導行政の在り方を抜本的に変えるものですので、以下の点について整理及び明確化が必要です。</p> <p>※文書中の「見直し依頼」とは、令和2年5月22日「行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて（再検討依頼）」をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築確認申請は国でのオンライン手続の提供には該当しないため、紙面上の押印が廃止された場合、「見直し依頼」1(2)かつ、2(2)に該当し、かつ、1(注2)の観点から、つまり、「実印以外の押印は、本人確認及び文書内容の真正性担保の効果は小さい」ため、押印の廃止が可能と判断されたものと考えて相違ないか。 ・1.(1)の観点から、紙申請の押印不要の場合は、電子申請の電子署名も不要な旨を技術的助言等で明確化されたい。 ・紙申請の場合、指定確認検査機関は「見直し依頼」1(注3)(4)(文書中ではローマ数字小文字)の本人確認資料を要求する法的根拠はなく、また、確認申請の主旨は、計画の法適合の担保のみが目的であることから、新たに当該作業が不要な旨を明確化されたい。 ・現行の電子申請制度では、15年保存のため、電子署名に対して10年後タイムスタンプを再度付す必要があるが、仮に当該改正後これらの作業が不要となる場合は、法改正前の申請の物件もこれを不要とされたい。 	<p>本件は、「行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて（再検討依頼）」等を参考に、押印の廃止が可能と判断しました。</p> <p>本省令改正により、押印が不要となる手続については、電子的に申請する際に押印の代替手段として必要であった電子署名についても不要となります。</p> <p>今回の省令改正においては、新たな本人確認資料の提出等を規定しておりません。</p> <p>指定確認検査機関が確認申請書類をデータで保存する際に求めていたタイムスタンプについては、今後、タイムスタンプ以外での手法を用いることも可能とする予定です。今回の改正前に電子的に申請されたものについても同様に扱う予定です。</p>
16	<p>以下の3点の理由から、都市計画法施行規則第16条第1項の別記様式第二及び別記様式第二の二について、現行様式の通り、自署又は記名押印を義務付けるべきである。</p> <p>寧ろ自署による開発行為許可申請の場合は、身分証明書などにより本人確認を行うことを技術的助言として示すことが必要と考える。</p> <p>なお、都市計画法第35条の2の変更許可申請書についても同様に、現行の参考様式の通り、自署又は記名押印を義務付けるべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発許可により、開発区域内において建築行為等の制限が課されること ・都市計画法第33条第1項第14号に規定する関係権利者の同意について、開発許可制度運用指針では同意者の印鑑証明の添付を必然としていること ・多くの地方自治体で実印を押印することで申請者の厳格な意思確認を行っていること 	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本人確認の手段としての効果が大きくない押印等については廃止することとしております。</p> <p>開発許可制度運用指針においても、印鑑証明を同意者の意思確認上必要な書類としている記述については見直しを行う予定です。</p>
17	<p>建築確認で、訂正はあるので、訂正印が必要。その押印をやめるのなら、訂正事項あった場合、電子認証で資格者本人確認をすべき。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>訂正、委任状への押印及び承諾の手続については法令上定めがないため、訂正印や委任状、承</p>
18	<p>建築確認申請等においては、建築確認申請だけでなく多くの建築関連規定の手続、各種条例の手続が</p>	

	<p>求められ、そのほぼすべてに単独の、申請者の押印、委任状の押印、設計者の押印を求められます。しかし、そのほとんどが実印や印鑑証明の必要な押印ではなく、認印で構わないものため、その必要性についてはあまり意味をなしていないものと考えられます。</p> <p>さらには、何か訂正を行う際（誤記より窓口担当者による指示が多い）には訂正印を求められますが、一部の行政窓口ではコロナ禍においても書類の郵送を認めず、現地での訂正と押印を指示されたことも若干でしたがありました。</p> <p>これらは我々民間事業者が遠隔地での申請業務に支障をきたしますので、少しでもその負担を軽減していただくようよろしくお願いいたします。</p>	<p>諾書等への押印の要否については審査機関ごとにご判断いただくこととなります。</p>
19	<p>今回の改正は、単純に申請様式における押印を廃止するだけのようですが、改正後において、押印がない申請図書の字句を修正する場合、どのような修正方法となるのでしょうか。</p>	
20	<p>建築確認申請等には代理者による申請の場合、委任状が必要ですが、その委任状にも署名や押印は不要となるのでしょうか。</p>	
21	<ul style="list-style-type: none"> ・代理者が申請書又は図面の訂正を行うにあたり、訂正印の押印を求める必要はないか。 ・委任状は委任者が窓口に来ないため、委任されていることを示すために押印を求めるということの問題ないか。 ・行政庁が許可申請の添付図書として規則で承諾書等を定める場合で、本人確認のために必要と判断して実印や印鑑証明書の添付を求めることは問題ないか。 	
22	<p>記名押印の廃止について、建築基準法施行規則、建築士法施行規則に該当する建築確認申請に伴う申請図書は現在設計者の押印が必要となっています。</p> <p>押印が廃止になると設計者の関知しない所で第三者に設計図書を変更・改ざん・偽装されないか危惧します。</p> <p>変更・訂正があった際も設計者又はその代理しか対応できないシステムであって欲しいと望みます。</p> <p>尚、確認審査機関にてその場で設計者印の訂正印で手書き訂正する事は、確認申請手続の中で発生しますので、現地訂正を皆無にすることは確認審査制度の中で難しいと思われま。</p>	
23	<ul style="list-style-type: none"> ○建築確認審査は姉齒事件の後に平成19年から厳格化され、一定の効果があるように思えるが、押印を省略した場合に設計士の本人確認をどのように行うのか議論が必要だと考える。 ○確認申請の図面の修正等は押印がない場合は二重線修正、二重線+サイン修正、修正不可で差し替え等の方法が考えられるが、建築主事判断でいいのか。 ○確認審査等に関する指針も併せて改定するのか。 	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>訂正印については法令上定めがないため、訂正印の要否については審査機関ごとにご判断いただくこととなります。</p> <p>確認審査等に関する指針についても、本省令改正と同様に押印廃止に係る改正を行います。</p>
24	<ul style="list-style-type: none"> ・別添②は押印を残し、別添③は押印を廃止するとのことだが、その違いは何か。 	<p>ご意見ありがとうございます。</p>

		別添②については、所有権の公証に係る手続等、別添③に比してより厳密な本人確認が必要なものとして位置付けています。
25	<p>建築確認申請の際、これまで押印を求める意味合いは「本人性の担保」の意味があったと解釈しているが、押印不要となる場合の「本人性の担保」はどのような手続を想定しているか。</p> <p>指定確認検査機関で勤務をしているが、建築主の多くは設計者に確認検査の申請等を委任している。委任先は設計者個人に対してだが、確認申請の提出等は委任された個人が所属する会社・設計事務所の社員が来社することがごく一般的に行われている。これまで「本人性の担保」を押印に頼っている部分が多かったが、押印が廃止された場合は「本人性の担保」を運転免許証等の顔付き公的書類で行う事が想定され、その場合すべての業務を委任された個人が行うこととなり、あまりに非現実的ではないか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>押印廃止後は、氏名の記載を確認すること等を想定しています。</p>
26	<p>この度の改正は行政手続等の際に求めていた押印に関するものであり、建築士法第20条、20条の2、20条の3で規定している、設計図書への記名・押印は、引き続き必要という理解でよろしいか。</p> <p>その場合、建築基準法施行規則で規定している、確認申請に添付する図書への設計者の記名・押印が見直されて押印不要となった場合、確認申請に添付する図書は、建築士法で規定する設計図書には当たらないという整理でよろしいか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>建築士法に基づく設計図書への記名・押印は今回の改正では見直しておりません。</p> <p>確認申請の添付図書は、建築士法第20条の「設計図書」とは異なるものであり、当該添付図書への設計者の押印は、建築基準法施行規則第1条の3で規定しているものであるため、本省令改正により不要となります。</p>
27	<p>建築士法第20条では、設計図書に建築士である旨の表示をし記名及び押印をしなければならないことになっています。</p> <p>これに伴い、建築基準法第6条の確認申請添付図書等、一枚ずつ表示記名押印をしています。そのほか、建築士が「設計」を行った図書は表示記名押印を要するので、省エネ、バリアフリー、長期優良なども必要となります。</p> <p>今回の省令案概要には建築基準法施行規則、省エネ法施行規則も入っていますが、おおもとの建築士法が対応してくれないと、やはり設計図書1枚ずつの表示記名押印は不可欠のまま、電子申請は困難ということになるのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>係員氏名欄を備えた様式を受理する際の運用については各地方公共団体、関係機関等に一任しております。</p>
28	<p>係員印の記載が係員氏名になる改正があると聞きました。氏名なのでフルネームの記載が必要ということでしょうか。氏のみではダメなのか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>係員氏名欄を備えた様式を受理する際の運用については各地方公共団体、関係機関等に一任しております。</p>
29	<p>建築基準法施行規則第1条の3等においては、確認申請の正本の添付図書には設計者の押印が求められています。これは2005年の建築士の耐震偽装事件からの教訓（構造設計に関わっていない意匠設計者の氏名が、構造設計図書に設計者として記されていた事例が多数あった。）だったと記憶しております。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>設計者の資格、氏名、建築士番号等を申請書に記載することとなっているため、責任が明確になっております。</p>

	す。今回の規則改正により押印が不要になってしまうと、責任が再び不明確になる恐れがあるため、この規定は残した方が良くと思います。	
30	建築基準法施行規則の改正に伴い申請書等の様式についても例えば「印」を削る等の改正が行われるものと思います。改正直後の申請では、既に印付の様式で準備された申請者の方もおられことが想定できます。改正後も当面は印付の様式でも申請が可能であることを技術的助言で示していただくことはできますか。	ご意見ありがとうございます。 本省令の経過措置において、改正前の様式を引き続き使用できる旨規定しております。
31	建築物の建築時の手続において、主に民間の建築主が建築を行う場合は建築基準法第6条に定める確認申請が必要となり、一方、国や特定行政庁が建築主となるものについては同法18条に定める計画通知を提出するようになっているが、形式的には類似の手続となっている。さらにこの場合、計画通知の建築主は公的機関であり、本人確認の必要性が民間からの確認申請以上に低いことから、計画通知の通知者官職および設計者の押印についても廃止するように措置すべき	ご意見ありがとうございます。 本件は、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、押印等を求めている手続について、必要な検討を行った上で見直すこととされたことを踏まえ、国民や事業者等に対して押印を求めている行政手続に関し、不要と判断された押印について見直すこととしております。
32	建築基準法施行規則において確認通知書及び中間検査済証、完了検査済証等は電子申請を考慮して検査員印や建築主事印の押印を無くすこと。 理由としては申請者は電子申請し、その処分結果も電子にて交付されることでないと意味がない。電子申請はするが、確認通知書や検査済証が紙面で役所から交付されることはIT化を阻害するため。	
33	建築基準法第77条の18から第77条の21までの定めにより指定された指定確認検査機関が実施する、特定行政庁又は建築主事への下記報告書等の押印を廃止して頂きたい。 ・法第6条の2第5項 確認審査報告書 ・法第7条の2第3項 完了検査引受通知書 第6項 完了検査報告書 ・法第7条の4第2項 中間検査引受通知書 第6項 中間検査報告書 ・法第7条の6第3項 仮使用認定報告書	本件における措置対象以外の押印等の見直しについては、いただいたご意見も参考に検討させていただきます。
34	建築基準法に基づく各申請書等で行政庁及び指定確認検査機関等が社内処理の為の受付欄、係員印欄、消防同意印欄、建築主事印欄、決裁欄、意匠担当者欄など各種印がありますが、この各欄は様式として必要なのでしょうか。必要ならば、電子署名による電子申請時の活用方法を開示されたい。	ご意見ありがとうございます。 審査機関が受付状況等の記録をするために設けている欄であり、記載方法については、審査機関ごとにご判断いただくこととなります。
35	押印を廃止しても、署名等（署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。デジタル手続法第3条第1項第6号）が必要な書面を電磁的記録により作成する場合は電子署名が適当	ご意見ありがとうございます。 紙の申請書等において、押印や署名を廃止することとした場合は、同等の代替措置である電子署名も不要とすることとしており、記名等が必要な手続において、電子署名より簡易な本人確

	<p>デジタル手続法第6条（電子情報処理組織による申請等）について、今回の表記の省令改正案（概要）では、</p> <p>○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）における署名等の代替のための同法第6条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置として、電子署名等に加えて、行政機関等の指定する方法による措置を規定することとする。」</p> <p>とされていますが、一方で、デジタル手続法第9条第3項（電磁的記録による作成等）に関しては、国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第13条3項で現在示されている通り、電子署名が必要と考えます。</p> <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築士事務所において業務として作成され確認申請に提出される設計図書は、行政手続のみならず、建築主や施工会社などへ提出されるなど、民間での利用がされており、電磁的記録で作成された場合には当該電子データ単独で真正性を確認できることが必要となる。 ・建築士事務所において業務として作成した設計図書は、確認申請に提出され行政機関等で保存義務があるだけでなく、同時に民間の建築士事務所においても設計図書の原本として建築士法第二十条の定めにより「記名及び押印」を行い、同法第二十四条の4、同施行規則第二十一条の定めにより15年保存を義務づけている。これを電磁的記録により作成実施する場合は、「国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 第七条に基づき電子署名を行うことで真正性を担保している。 <p>これらの設計図書は、確認申請に提出する設計図書同様、民間で利活用されており電磁的記録により作成される場合は当該電子データを独立して責任の所在、真正性が確認できることで、痕跡なき改ざんやすり替えのリスクを排除する必要があり、現在のルール通り設計図書への電子署名の付与が適当である。</p> <p>第2、第3の構造計算書偽造問題、杭打ちデータ偽装問題等の発生防止の観点からも建築図書等のデータの責任の所在、真正性の確保が重要と考えます。</p>	<p>認を可能とするため、行政機関等の指定する方法による措置を規定することとしております。</p>
36	<p>押印廃止の本来の考え方は「ア本人確認の不要なもの」は「押印廃止」、「イ本人確認が必要なもの」は「押印以外の方法を可とする」ということだと思います。</p> <p>そして、国土交通省の方針としては、原則「印鑑証明の添付を求めているもの」のみがイであり、それ以外は全てアと判断されているということで間違いでしょうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本人確認の手段としての効果が大きくない押印等については廃止することとしており、本人確認が必要なものについては、一部押印を廃止し、押印以外の本人確認を可としておりますが、厳密な本人確認が必要な場合や国際条約で</p>

		<p>求められている押印等は残すこととしております。</p>
37	<p>1. 国土交通大臣の登録を受けた者（例：登録建築物エネルギー消費性能判定機関、登録住宅性能評価機関など）への手続についても押印は不要ということによいか。</p> <p>2. 建築確認手続等における電子申請の取扱いについて（技術的助言：国住指第394号平成26年5月7日）、押印が不要になることにより、電子署名も不要になるということによいか。この場合は、電子申請がされた扱いとして、電子データを審査対象および審査後の保存対象とするのか。申請データ受領機関側が印刷し、従来の紙申請として引受けたものとするのはできるか。</p> <p>3. 建築確認手続等における電子申請の取扱いについて（技術的助言：国住指第394号平成26年5月7日）、押印が不要になることにより、電子署名が不要となる場合、申請時に提出されるPDFファイルに改ざん防止のための措置は不要と考えてよいか。また、申請書第一面の機関欄に受付情報等の追記を機関が行うことも可能と考えてよいか。</p> <p>4. 指定確認検査機関より交付する申請図書（PDFファイル）についても、電子署名、長期タイムスタンプがなくなることで改ざん防止のための措置は不要と考えてよいか。必要とした場合、パスワードによるPDFファイルへの編集不可となる保護でよいか。</p> <p>5. 確認申請等の手続（建築基準法第6条、6条の2、6条の3、7条～7条の4、7条の6）について、押印が不要になることにより、電子メールでの申請（図書をPDF形式にして添付）も可能になるということによいか。可能となる場合、必要な要件はあるのか。</p> <p>6. 「印」廃止により各申請書の第一面について、申請者名の記載も不要ではないか。</p> <p>確認申請書：申請者、設計者欄不要 完了検査申請書：申請者欄不要</p> <p>7. 建築工事届の除却工事施工者の押印欄も廃止と考えてよいか。</p> <p>8. 建築士法第20条第2項の証明書について、押印は不要でよいか。</p> <p>9. 押印が不要になることで申請書式等が改正されるかと思われるが、改正後一定期間、改正前の書式（例：印の箇所の明示がある書式）で押印無しの申請書で申請されても有効とみなしてよいか。</p> <p>10. 押印が廃止されることにより、その印影の確認も当然不要になるが、申請者の意向として設計者の押印がなされることは妨げず、またその印影自体は審査すべき事項ではないとの認識でよいか。</p> <p>11. 今回は関係省令の改正とされているが、建築士法第20条による設計図書への記名及び押印との関係はどう整理されるのか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>1. 登録を受けた者について、一概にお答えすることは困難ですので、個別の手続については、関連する条文をご確認ください。</p> <p>2. 本省令改正により、押印が不要となる手続については、電子的に申請する際に押印の代替手段として必要であった電子署名についても不要となります。また、電子申請がされた場合、電子データが審査対象、保存対象となります。申請物をデータとして受領するか、書面として受領するかは審査機関毎にご判断いただくこととなります。</p> <p>3. 及び4. PDFファイルの改ざん防止のための措置は、審査機関ごとにご判断いただくこととなります。</p> <p>5. オンライン申請（図書をPDF形式にして添付）も制度上可能です。実際の申請の際は審査機関にお問い合わせ下さい。</p> <p>6. 申請者、設計者の確認のため、申請者名等の記載は引き続き必要です。</p> <p>7. ご認識のとおりです。</p> <p>8. 本省令改正は国民や事業者等に対して押印を求めている行政手続について、押印を不要とする等の改正を行うものであり、構造計算安全証明書は民間事業者間における押印の規定であるため、引き続き押印は必要となります。</p> <p>9. 及び10. ご認識のとおりです。</p> <p>11. 建築士法に基づく設計図書への記名・押印は今回の改正では見直しておりません。確認申請の添付図書は、建築士法第20条の「設計図書」</p>

		とは異なるものであり、当該添付図書への設計者の押印は、建築基準法施行規則第1条の3で規定しているものであるため、本省令改正により不要となります。
38	<p>建築基準法施行規則の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増築等の確認申請で必要になる既存不適格調書、現況の調査書の建築主の押印、調査書を作成した者の押印についても同様に廃止してほしい。（平成21年9月1日国住指第2153号技術的助言に記載あり。） ・確認申請書の申請者印、設計者印について自署の如何を問わず押印は不要となるのか。また、委任状の建築主印については、押印は不要となるのか。 <p>建築士法施行規則の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年5月より確認申請時に構造計算の安全証明書の写しとしての構造計算書の提出を不要として告示が改正され、申請された構造計算書の表紙には割印が無くてもよいことになった。現状でも交付された申請書と申請された構造計算書との連動は確認審査で保証されないが、当該証明書の押印不要となればその添付自体不要としてよいのではないか。 ・添付自体不要とできず、第四号様式「構造計算によってを構造物の安全性を確かめた旨の証明書」の建築士の押印について廃止ができない場合には、証明書と構造計算書の割印について廃止してほしい。 	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>既存不適格調書における現況の調査書への建築主の押印、当該調査書を作成した者の押印は不要です。</p> <p>確認申請書の申請者印、設計者印について自署の如何を問わず押印は不要となります。また、委任状への押印については法令上定めがないため、委任状への押印については審査機関毎にご判断いただくこととなります。</p> <p>・本省令改正は国民や事業者等に対して押印を求めている行政手続について、押印を不要とする等の改正を行うものです。構造計算安全証明書は民間事業者間における押印の規定であり、引き続き押印は必要となります。</p>

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。